

業 務 委 託 契 約 書 (案)

公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に令和5年度甲状腺検査（一般会場）での基本調査問診票書き方支援業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は、本契約の委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約による契約期間は、令和5年6月 日 から令和6年3月31日までとする。

（業務委託料）

第3条 甲は、乙に対し第1条の委託に要する経費（以下「業務委託料」という。）として 円（うち消費税及び地方消費税 円）を支払うものとする。

（委託業務の内容）

第4条 乙が行う委託業務は、別紙「令和5年度甲状腺検査（一般会場）での基本調査問診票書き方支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）において定める。

（委託業務の処理）

第5条 乙は、本契約、仕様書その他甲の指示（以下「仕様書等」という。）に基づいて委託業務を処理するものとする。この場合において、乙の責に帰すべき事由により、甲の指示どおり委託業務を処理できない場合には、甲の承認を受けて、乙の責任において、甲の指定する期日までに当該業務を終了しなければならない。この場合における当該処理に要する経費は、乙の負担とする。

2 乙は、甲が必要と認めたときは、甲の立会いのもとで、委託業務を処理するものとする。

3 甲及び乙は、委託業務の処理にあたり、互いに協力するものとする。

（委託業務の内容の変更）

第6条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料の額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

（主任担当者届）

第7条 乙は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を主任担当者として選任し、別紙様式1「主任担当者届」を契約日から7日以内に甲に提出しなければならない。なお、主任担当者を変更したときも同様とする。

2 主任担当者は、業務の円滑な管理・運営に努め、現場を統括する。

3 甲が必要と認めるときは、主任担当者に対して契約の履行状況について報告を求めることができる。

（業務報告及び検査）

第8条 乙は、委託業務に着手したときは別紙様式2「着手届」、委託業務を完了したときは別紙様式3「完了届」を提出すること。

2 乙は、毎月委託業務終了後、執行状況を記載した「業務報告書」及び「勤務実績表」を、翌月10日までに提出すること。

3 「業務報告書」には、委託業務実施月の末日、甲及び乙の名称、委託業務名、当該月の業務実績、委託業務を執行した月日及び曜日、書き方支援会場名、担当スタッフ数等、研修を実施した場合は、その旨を記載すること。

4 「勤務実績表」には、委託業務を執行した月日及び曜日、書き方支援会場の所在市町村名、書き方支援会場名、書き方支援場所、出勤スタッフ等を記載すること。

5 乙は、毎月の委託業務開始前日までに「書き方支援業務配置予定人員一覧表」を提出し、予定人員に変更があるときは、修正した「書き方支援業務配置予定人員一覧表」を提出すること。

6 「書き方支援業務配置予定人員一覧表」には、担当スタッフの氏名、年齢（年代）、居住している市町村名、勤務資格等を記載すること。

7 甲は、第1項の「完了届」及び第2項の「業務報告書」を受理したときは、その日から起算して10日以内にその内容について検査しなければならない。

（指定期日の延期等）

第9条 乙は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることがある。

（有償延期及び遅延利息）

第10条 乙の責に帰すべき理由により、仕様書等によって指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して指定期日を延期することができる。

- 2 前項の遅延利息の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 前項の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

（業務委託料の支払）

- 第11条 乙は、第8条の検査に合格したときは、その月分の業務委託料の支払を請求できるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適正な請求を受けた日の属する月の翌月の末日までに業務委託料を支払わなければならない。
- 3 甲は、その責めに帰すべき事由により業務委託料の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。

（損害の負担）

- 第12条 業務の実施に関して発生した障害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（個人情報の保護）

- 第13条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（権利義務の譲渡等）

- 第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託等の禁止）

- 第15条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に再委託することはできない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（契約の解除）

- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
- （1）契約の遵守勧告もしくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、その後も本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。
- （2）委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。
- （3）乙が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表

者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(5) その他、乙の責に帰すべき事由の発生により本契約を継続しがたいとき。

(違約金)

第17条 甲が前条の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく指定期日の延長があった場合において、甲が第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の指定期日の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。ただし、上記(1)または(2)のうち命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（契約外の事項）

第19条 この契約書に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、甲と乙が協議して定める。

（紛争の解決方法）

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする地方裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月 日

甲 住所 福島県福島市光が丘1番地
氏名 公立大学法人福島県立医科大学
理 事 長 竹 之 下 誠 一

乙 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複製・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第 9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別紙様式 1

主 任 担 当 者 届

令和 5 年 6 月 日

公立大学法人
福島県立医科大学理事長 様

受託者	住	所	
	商 号 又 は 名 称		
	代 表 者 職 ・ 氏 名		印

令和 5 年 6 月 日付けで契約した委託業務について、契約書第 6 条の規定に基づき、
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 委託業務名 令和 5 年度甲状腺検査（一般会場）での基本調査問診票
書き方支援業務
- 2 主任担当者
職 ・ 氏 名

※本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合、押印の省略
並びに FAX（024-581-5357）による提出を可とします。

着 手 届

令和 5 年 6 月 日

公立大学法人
福島県立医科大学理事長 様

受託者 住 所
 商 号 又 は 名 称
 代 表 者 職 ・ 氏 名 印

令和 5 年 6 月 日付けで契約した下記委託業務は、令和 5 年 6 月 日着手しましたので届け出ます。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1 委託業務名 | 令和 5 年度甲状腺検査（一般会場）での基本調査問診票
書き方支援業務 |
| 2 委 託 期 間 | 着手年月日 令和 5 年 6 月 日 |
| | 履 行 期 限 令和 6 年 3 月 3 1 日 |

※本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合、押印の省略並びに FAX（024-581-5357）による提出を可とします。

完 了 届

令和 6 年 月 日

公立大学法人
福島県立医科大学理事長 様

受託者 住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名 印

令和 5 年 6 月 日付けで契約した委託業務は、下記のとおり完了したので届け出ます。

記

- 1 委託業務名 令和 5 年度甲状腺検査（一般会場）での基本調査問診票
書き方支援業務
- 2 着手年月日 令和 5 年 6 月 日
- 3 完了年月日 令和 6 年 3 月 3 1 日

※本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合、押印の省略並びに FAX（024-581-5357）による提出を可とします。